

4-9 令和2年食中毒発生状況一覧表

No	発生日	発生場所	取扱保健所	摂食者数	患者数	患者累計	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摂食場所	概要	行政処分
1	1月25日	長崎市	長崎市	1	1	1	0	不明	アニサキス	飲食店営業	飲食店営業	「市内の飲食店で寿司を喫食したところ、腹痛症状を呈し、医師からアニサキス症と診断された」との連絡を受け探知。その後、患者を診察した医師から食中毒の届出があった。患者の胃部からアニサキス虫体が検出されたこと、症状、潜伏期間、発症時間がアニサキスによるものと考えられたこと、遡り喫食調査の結果、胃アニサキス症の潜伏期間と考えられる期間に、当該施設でのみ鮮魚介類を喫食していたこと、提供した刺身、寿司に使用された鮮魚に冷凍工程がなかったことから、当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。	停止1日
2	2月22日	時津町	西彼	9	8	9	0	2/21に提供された食事	ノロウイルス	飲食店営業	飲食店営業	当該飲食店から利用客が食中が疑われる症状を呈し病院を受診しているとの連絡を受け探知。調査の結果、患者らにこの飲食店での食事以外に共通する行動がないこと、患者便からノロウイルスを検出したこと、症状と潜伏時間から食中毒と断定し、行政処分を行った。	停止3日
3	2月23日	大村市	県央	6	6	15	0	2/21に提供された食事(鶏のタキ含む)	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店営業	飲食店営業	大村市内の飲食店で会食に参加した複数名が下痢、発熱、腹痛等を呈し、医療機関を受診したとの医師からの届出により探知。調査の結果、患者らにこの飲食店以外に共通する食事がないこと、患者からカンピロバクターを検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。	停止2日
4	2月24日	長崎市	長崎市	9	7	22	0	2/23に提供された食事	カンピロバクター	飲食店営業	飲食店営業	長崎市内の飲食店で会食した複数名が食中毒様症状を呈していると医療機関から連絡を受け探知。調査の結果、患者らにこの飲食店以外に共通する食事がないこと、患者からカンピロバクターを検出したことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。	停止3日
5	7月19日	大村市	県央	7	7	29	0	7/18に提供された食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店営業	飲食店営業	大村市内の飲食店で会食に参加した複数名が下痢、発熱、腹痛等を呈している旨の通報により探知。医療機関からもカンピロバクター検出の届出あり。調査の結果、患者らにこの飲食店以外に共通する食事がないことなどから当該飲食店を原因とする食中毒と断定した。	停止2日
6	8月1日	長崎市	長崎市	不明	1	30	0	不明	アニサキス	不明	不明	令和2年8月5日(水)14時10分頃、長崎市内の医療機関より、人間ドック受診者からアニサキスを摘出したとの連絡を受け、探知した。患者は8月1日(土)17時に長崎市内の飲食店から出前をとり、シメサバや寿司を喫食したところ、同日18時に吐き気、全身蕁麻疹を、翌日の2日(日)に38.5 の発熱を呈した。しかし、患者は発症以前7日間も含め日常的に自宅で調理した刺身を喫食しているため、原因施設の特定には至らなかった。	-
7	9月26日	対馬市	対馬	53	25	55	0	9/26に提供された弁当	黄色ブドウ球菌	飲食店営業	家庭	9月26日(土)22時30分頃、対馬市内の医療機関から対馬市内の飲食店が製造した弁当の喫食者のうち複数名が嘔吐、下痢等の胃腸炎症状を呈し、受診している旨の連絡を受け探知。調査の結果、有症者らは、9月26日(土)12時頃から自治会が敬老の祝いとして配付した弁当を喫食しており、この弁当は全て対馬市の飲食店が製造したものであった。共通食がこの弁当以外にないこと、有症者の便及び配付された弁当から黄色ブドウ球菌が検出されたこと等から当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定した。	停止2日
8	12月16日	川棚町	県央	1479	90	145	0	12/15から12/16に提供された弁当	ノロウイルス	飲食店営業	事業所等	12月18日(金)午前11時30分頃、佐世保市保健所から、市内の複数の施設において食中毒の疑いがある胃腸炎症状を呈した患者があり、いずれも川棚町にある同じ施設から弁当の提供を受けている旨の通報が県生活衛生課にあり、県央保健所が調査を行った。有症者全員の共通食がこの弁当以外にないこと、異なるそれぞれの施設の有症者の便からノロウイルスが検出されたこと、加えて調理従事者からもノロウイルスが検出されたこと等から当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定した。	停止2日
合 計				1564	145	145	0						